

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 3 月頃に昭和 53 年度分の国民年金保険料を納付する際、A 町役場の国民年金担当係から過去の保険料に未納があるので納付するように言われ、51 年度分についても遡って納付した。その後、同町から B 市に転居する手続を行う際、役場の国民年金担当係から国民年金納付状況連絡票を受け取ったが、同連絡票には、申立期間について納付済みの旨記載されている。私の年金記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていることが分かったので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 町から B 市に転居する手続を行う際に、A 町役場の国民年金担当係から受け取ったとする平成元年 3 月 27 日付け「国民年金納付状況連絡票」を所持しており、同連絡票には、申立期間について「納付」と記載されていることが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和 54 年 3 月頃は、第 3 回特例納付の実施期間中であり、国民年金被保険者名簿によると、申立人は、当時、申立期間において強制加入被保険者であったことが確認できることから、当該期間の保険料を特例納付により納付することが可能である。

さらに、申立期間のうち昭和 51 年 10 月以降の期間について、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったことから、申立人は国民年金の任意加入対象者であり、法定上の取扱いでは、国民年金保険料を特例納付により納付す

ることができない期間である。仮に、特例納付後に任意加入被保険者であることが判明した場合、当該期間の保険料は還付されることとなるが、そのような事跡は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期から30年以上経過しており、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、納付済期間としないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

九州（佐賀）国民年金 事案 2741

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年4月まで

私は、申立期間のうち一部の期間に係る国民年金保険料の領収書を持っており、申立期間の記録は納付済期間とされるべきであるにもかかわらず、当該期間の保険料が還付されている記録となっている。還付された理由について、年金事務所から、昭和42年9月に国民年金の資格を取得し、同年同月に同資格を喪失したことによるものとの説明を受けたが、私はこのような手続をした記憶は無い。

申立期間について、保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA町（現在は、B市）及びB市の国民年金被保険者名簿の記載内容から判断すると、申立期間については、当初、国民年金の強制加入被保険者期間であり、かつ、納付済期間と記録されていたものの、申立人が昭和42年9月18日付けで国民年金の被保険者資格を喪失したことを理由として、遡って未加入期間とされていることが確認できる。

また、申立期間は、前述のとおり、当初、納付済みと記録されていたところ、国民年金被保険者台帳及び還付整理簿の記載内容から判断すると、i) 前述の資格喪失を理由として、当該期間を含む昭和42年9月から43年3月までの期間に係る国民年金保険料の還付金の支給決定処理が行われていること、ii) 43年4月の保険料については、還付処理に替えて、i) の処理により未納期間とされた42年9月の保険料に充当されたことがそれぞれ推認できることから、当該期間に係る保険料は還付及び充当されたものと認められる。

しかしながら、前述の資格喪失日において、申立人が旧国民年金法に規定

される国民年金被保険者に該当しなくなった事情は見当たらないことから判断すると、申立期間については、当初の記録のとおり国民年金の強制加入被保険者期間であり、前述の保険料が還付及び充当される前は納付済期間とされていたことから、当該期間については納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

九州（福岡）厚生年金 事案 4988

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 30 日

私は、A社に勤務し、平成15年6月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、申立期間における標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る平成15年分の賃金台帳及び金融機関が提出した申立人の申立期間に係る取引明細により、申立人は、申立期間において、申立事業所から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳から確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった旨回答していることから、事業主は、申立期間に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）厚生年金 事案 4989

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月31日から同年8月1日まで

私は、申立期間当時、A社から関連会社のB社に移籍し、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人と一緒にA社から同社の関連会社であるB社に移籍したとする者の供述などから判断すると、申立人がA社及びB社に継続して勤務し（昭和59年8月1日にA社からB社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和59年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和59年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月25日は4万円、16年8月12日は3万3,000円、同年12月24日は4万9,000円、17年8月12日は3万5,000円、同年12月22日は4万8,000円、18年8月11日は3万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日
② 平成16年8月12日
③ 平成16年12月24日
④ 平成17年8月12日
⑤ 平成17年12月22日
⑥ 平成18年8月11日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間については、申立人の当該期間に係る申立人名義の金融機関の取引明細表及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年12月25日は4万円、16年8月12日は3万3,000円、同年12月24日は4万9,000円、17年8月12日は3万5,000円、同年12月22日は4万8,000円、18年8月11日は3万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（熊本）厚生年金 事案 4991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、A社C支店）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和36年4月にA社に入社し、平成14年10月末日に退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が提出した人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社B事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを特定できる資料は無いものの、申立期間において、A社B事業所から同社D事業所に異動した同僚が、異動先の同社D事業所において昭和37年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和37年4月の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無く不明としているものの、事

業主が昭和 37 年 6 月 1 日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）厚生年金 事案 4992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和33年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和33年1月21日にA社に入社し、34年9月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る人事カードの記録及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを特定できる人事記録等の資料は無いものの、申立期間において、A社C事業所から同社D事業所に異動した同僚が、異動先の同社D事業所において昭和33年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和33年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「当時の資料が保管されておらず不明であるが、厚生年金保

険被保険者資格の喪失日を昭和 33 年 11 月 1 日とすべきところ、当時の事務担当者が誤って同年 10 月 31 日と届け出たと考えられる。」と回答している上、事業主が資格喪失日を昭和 33 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年2月17日）及び資格取得日（昭和21年2月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月17日から21年2月1日まで

A社B事業所に勤務していた期間のうち、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、退職時に会社から交付された「退職諸給与計算書」では、当該期間に継続して勤務していた旨の記載があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子が提出した「退職諸給与計算書」、A社B事業所の人事記録等を保管するC社が提出した申立人に係る人事記録及び「厚生年金被保険者台帳」の記載内容並びに同社の回答から判断すると、申立人は、A社B事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、人事記録の記載内容により、申立人は、申立期間の前後について、その勤務形態に変更は無かったことがうかがえる上、申立人と同様の業務に従事していたと考えられる同僚についてオンライン記録を確認したところ、申立期間において、ほぼ全ての同僚の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の人事記録に記載されている報酬月額から 200 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 2 月から 21 年 1 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）厚生年金 事案 4994

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（事業所整理記号：B）における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで

年金事務所からの連絡により、A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が、申立人と同様に申立期間において申立事業所に継続して勤務し、申立人と同時期に異動したと供述していること並びにA社（B）及びA社（事業所整理記号：C）の当時の社会保険事務担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し（A社（B）からA社（C））に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、前述の同僚が、申立人は昭和39年7月1日付けで異動したと供述しているほか、前述の社会保険事務担当者はいずれも、双方の事業所の間を異動する場合は、通常1日付けであったと供述していることから、同年7月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B）における昭和39年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万2,000

円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に倒産しており、元事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年5月30日は25万円、同年8月12日は35万円、同年12月22日は35万円、16年4月30日は25万円及び同年8月10日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月30日
② 平成15年8月12日
③ 平成15年12月22日
④ 平成16年4月30日
⑤ 平成16年8月10日

私がA社にB職として勤務した期間のうち申立期間について標準賞与額の記録が無い。

申立期間において私は、私と同職種の同僚に支給された賞与額と同額の賞与の支払いを受けた。

私の預金通帳により申立期間①、②及び③の期間について賞与が支給されたことが確認できるので、申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳及びC金融機関が提出した申立人の申立期間に係る「お取引明細」により、申立人が申立期間においてA社から支給された賞与の支給日及び振込額が確認できる。

一方、オンライン記録により平成16年12月から18年5月までの期間に係る標準賞与額が申立人と同額であることが確認できる同職種の同僚のうちの

一人が所持している申立期間に係る給与支給明細書（賞与）により、基本賞与額（賞与支給額）及び同賞与額に基づいた厚生年金保険料の控除額が確認でき、それぞれの申立期間について前述の申立人の賞与の振込額と比較したところ、申立人が申立期間においてA社から振り込まれた賞与額は当該同僚の賞与額と一致する。

以上のことを踏まえると、A社から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額については、平成15年5月30日は25万円、同年8月12日は35万円、同年12月22日は35万円、16年4月30日は25万円及び同年8月10日は40万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4996

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和37年3月22日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月22日から同年4月1日まで

私は、昭和37年3月にA社D事業所（現在は、C社D事業所）から同社B事業所へ転勤し、継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びC社が提出した昭和37年5月4日付けで発行されたA社の社報に掲載された人事記事から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（A社D事業所から同社B事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事記事に昭和37年3月21日付けでD事業所勤務を解く旨記載されていることから判断すると、同年3月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る昭和37年4月の厚生年金保険被保険者原票の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は当時の資料が保管されておらず不明と回

答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

九州（大分）国民年金 事案 2742（大分国民年金事案 748 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 44 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 44 年 5 月まで

私は、昭和 42 年 3 月に会社を退職した後に兄の勧めで国民年金に加入し、A 市役所で国民年金保険料を納付した。当時の保険料額は 1 か月 100 円で、3 か月まとめて納付したこともあったと記憶しているにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっているため、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めたが、訂正は認められなかった。

国民年金の加入手続については、昭和 42 年 8 月頃に A 市役所で行い、44 年 5 月まで加入し、3 か月ごとに現金 600 円を同市役所の窓口を持参していたので、再度調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間（昭和 42 年 4 月から同年 10 月までの期間）については、i) 申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 49 年 1 月 28 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、当該期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられること、ii) 申立人は、当該期間の保険料額について、月額 100 円であったと供述しているが、同期間の保険料額は月額 200 円であったこと、iii) 申立人に国民年金の加入を勧めた兄は既に死亡しており、当時の国民年金への加入及び保険料の納付状況について不明である上、保険料を納付したことを示す関連資料も無いことなどを理由として、既に年金記録確認大分地方第三者委員会（当時。以下「大分委員会」という。）の決定に基づき、平成 23 年 1 月 28 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を昭和 42 年 4 月から 44 年 5 月までと前回の申

立期間を 19 か月延長し、当該期間に係る国民年金保険料については、月額 200 円であり、3 か月ごとに現金 600 円を A 市役所の窓口を持参していたと前回の申立内容を変更して申立てを行っている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人は、昭和 49 年 1 月 28 日を資格取得日として B 市で国民年金に任意加入していることが確認できるところ、任意加入被保険者は、制度上、加入を申し出た日から被保険者となり、その日の属する月から保険料を納付することとなっていることから、申立人は、当該加入手続を行った時点では、申立期間に遡って国民年金に加入することはできず、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、前述の被保険者名簿及びオンライン記録からは申立期間に係る国民年金被保険者記録が確認できない上、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、大分委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（鹿児島）国民年金 事案 2743

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日：大正9年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年4月から43年12月まで

私たち夫婦は、申立期間の国民年金保険料を納付していなかったが、ある時、私の長女が、これまで納付していなかった保険料を特例により遡って納付できることを知った。そこで長女が、私たち夫婦二人分の保険料を用意してくれたので、私の妻と長女と一緒にA市役所に出向き、同市が発行した納付書によりB金融機関において保険料を納付した。

申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納付できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長女は、申立期間の国民年金保険料を納付した時期は自身がC社に勤務していた昭和47年4月から49年4月までの間であると供述しているところ、当該期間のうち47年4月1日から同年6月30日までの期間及び49年1月1日から同年4月30日までの期間は特例納付の実施期間であったことは認められる。

しかしながら、日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、「昭和47年4月1日から49年4月30日までの期間に領収した領収済通知書の中に、申立人に係る同通知書は見当たらない。」と回答している。

また、申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は申請免除と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致しており、その記載内容に不自然さは見当たらない。

さらに、免除が承認されている当該期間については制度上、特例納付により保険料を納付することはできないとともに、当該期間について追納の申込

み及び追納が行われた事跡も見当たらない。

このほか、申立人及び申立人の長女が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年12月まで

私たち夫婦は、申立期間の国民年金保険料を納付していなかったが、ある時、私の長女が、これまで納付していなかった保険料を特例により遡って納付できることを知った。そこで長女が、私たち夫婦二人分の保険料を用意してくれたので、私と長女と一緒にA市役所に出向き、同市が発行した納付書によりB金融機関において保険料を納付した。

申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長女は、申立期間の国民年金保険料を納付した時期は自身がC社に勤務していた昭和47年4月から49年4月までの間であると供述しているところ、当該期間のうち47年4月1日から同年6月30日までの期間及び49年1月1日から同年4月30日までの期間は特例納付の実施期間であったことは認められる。

しかしながら、日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、「昭和47年4月1日から49年4月30日までの期間に領収した領収済通知書の中に、申立人に係る同通知書は見当たらない。」と回答している。

また、申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は申請免除と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致しており、その記載内容に不自然さは見当たらない。

さらに、免除が承認されている当該期間については制度上、特例納付により保険料を納付することはできないとともに、当該期間について追納の申込み及び追納が行われた事跡も見当たらない。

このほか、申立人及び申立人の長女が申立期間の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年10月までの期間、45年2月及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和23年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和43年12月から44年10月まで
② 昭和45年2月
③ 昭和51年4月から52年3月まで

申立期間①については、昭和43年12月に会社を退職したことを契機に国民年金に加入し、国民年金手帳の交付を受けた。加入してすぐに国民年金保険料を納めていないとは考えられない。

申立期間②については、昭和45年3月分を納付したが、その際に、A市役所の国民年金担当者から同年2月分が未納であると言われれば納めたはずである。

申立期間③については、当時、私の元夫が自営業であったので、二人一緒に保険料を納めていたはずであり、申立期間③の前後は納付済みであるのに、当該期間だけ未納とされているのは不自然で納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は昭和45年5月1日に払い出されたことが確認できるところ、オンライン記録によれば、当初、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は当該申立期間より後の同年3月1日となっており、当該払出時点において、当該申立期間は未加入期間であったことから、納付書が発行されず国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

2 オンライン記録により、申立人には別の記号番号（以下「二つ目の記号

番号」という。)が払い出されていることが確認できるところ、その払出時期は、当該記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和50年4月頃であることが推認できる。

また、二つ目の記号番号に係るA市の国民年金被保険者名簿では、前述の払出時点において、申立人は、昭和43年4月9日に遡って被保険者資格を取得しており、このことにより申立期間①及び②を含む期間が未納期間となったことが確認できるところ、二つ目の記号番号払出時点では、第2回特例納付により申立期間①及び②の保険料を納付することは可能であったが、申立人は、保険料は3か月ごとに納付しており、まとめて納付した記憶は無いと供述している。

さらに、申立人に二つの記号番号以外の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人の分と一緒に保険料を納付していたとするその元夫に係るA市の国民年金被保険者名簿によれば、当該期間は未納期間とされていることが確認できる。

また、申立期間③の保険料の納付について、申立人は直接関与しておらず、その元夫がA市役所で納付していた旨の供述をしているものの、元夫は連絡先が不明のため、申立人の保険料の納付状況に関する供述を得られない。

- 4 申立人及びその元夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(領収書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和20年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和40年5月から47年3月まで

私は、申立期間当時勤務していた事業所の事業主から、採用当初に、同事業所は厚生年金保険に加入していないので国民年金に加入するよう言われ、そのことを当時、A県B市で同居していた私の母に伝えた。その後、時期は分からないが、私の母が私の国民年金の加入手続きを行い、私が毎月渡していた給料の中から、母が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は分からないが、申立期間当時、A県B市で同居していた申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人が毎月渡していた給料の中から、母親が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、日本年金機構Cブロック本部D事務センターは、申立人が申立期間当時、母親と同居していたと供述しているB市において、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出しは見当たらないと回答しており、申立人が申立期間において同市に居住していた時点では、当該期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の母親は、申立期間当時に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記号番号の前後の国民年金任意加入被保険者に係る資格取得日の記録から、昭和52年9月から同年12月までの間にE市において払い出さ

れていることが推認でき、当該払出時点においては、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、当該加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立期間に係る保険料の納付状況等が不明である上、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 2 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 10 年 3 月 2 日から同月 31 日まで、A 社が経営する B 事業所に勤務していたにもかかわらず、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した A 社に係る平成 10 年分給与所得の源泉徴収票の写し等から判断すると、申立人は平成 10 年 3 月 2 日から同月 31 日までの期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、前述の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録により確認できる平成 10 年 1 月及び同年 2 月並びに同年 4 月から同年 12 月までの期間に係る標準報酬月額から算出される社会保険料額（健康保険料額、厚生年金保険料額及び雇用保険料額の合計）より低額であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、A 社も、当該期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる資料は保管しておらず、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 5 日から 41 年 10 月 20 日まで
申立期間に勤務していたA社を退職後、脱退手当金を受給したことになるが、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和41年12月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間以前に勤務したB社C事業所及び同社D事業所における厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金は未請求となっているが、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立事業所とは所轄社会保険事務所（当時）が異なる別の記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求されたとみられる昭和41年当時、社会保険事務所では、別の記号番号で管理されている事業所の被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上の不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 4999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで

私は、A社に昭和 42 年 3 月に入社し勤務していたが、43 年 8 月からの B 市臨時職員の求人を知ったので、同年 7 月末に退社したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は 42 年 10 月 1 日とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和 43 年 8 月からの B 市臨時職員の求人を知ったので、同年 7 月末に A 社を退社したと申し立てている。

しかしながら、B 市が提出した臨時職員雇用台帳及び同市の回答により、申立期間のうち、昭和 42 年 11 月 13 日から 43 年 5 月 31 日までの期間については、申立人が、B 市臨時職員として勤務していたことが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態について具体的な供述を得ることができず、申立人の申立期間における申立事業所に係る勤務実態を推認することができない。

さらに、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主にも連絡が取れないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 5000（大分厚生年金事案 979 及び 1209 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 29 日から同年 2 月 1 日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成 21 年 1 月 29 日から同年 2 月 1 日までの期間について、年金記録の訂正を申し立てたところ、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

しかし、私は平成 21 年 1 月 28 日にA社を退職しておらず、退職届を出したこともない。

平成 21 年 1 月 29 日から同月 31 日までの期間はA社での公休日であったはずであり、同月 31 日までは同社に在籍していた。

今回、新たな資料として社会保険再審査請求書、労働保険再審査請求書の一部等を提出するので、再調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、あっせんの根拠となる法律は厚生年金保険法を適用することとした上で、i) A社が保管する平成 21 年 1 月の出勤簿及び労働者名簿において、申立人が同月 28 日付けで退職した旨の記載が確認できること、ii) 申立人に係る雇用保険の加入記録において、同社における申立人の離職日は同月 28 日と記録されていることが確認できること、iii) 社会保険事務所（当時）が保管している同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、同社は申立人の資格喪失日を同月 29 日として届け出ていることが確認できること等を理由として、既に年金記録確認大分地方第三者委員会（当時。以下「大分委員会」という。）の決定に基づき 23 年 7 月 1 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われ

ている。

その後、申立人は、A社における平成21年1月の勤務表を提出し、「当時においてA社から配布された勤務表により、私は平成21年1月29日から同年同月31日までの期間は同社における公休日であったことが明らかであるから、同日まで同社に在籍していたはずである。」旨主張し、再申立てを行っている。

当初の申立てが申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間に係る申立てであったことから、再申立てについてもあっせんの根拠となる法律は厚生年金保険法の適用が継承され、同法に基づき記録の訂正等が行われるのは、申立人が同法の被保険者としての適用の要件を満たしていた場合とされている。

再申立てにおいては、i) 申立人の供述によると、前述の勤務表は平成21年1月初め頃にA社が作成し、同社の従業員に対し配布されたものであり、その時点において申立人は同年1月29日から同月31日までの期間は公休日の予定であったことがうかがえるものの、当該勤務表をもって申立人が当該期間に同社に在籍していたとまでは判断することができないこと、ii) 申立人が提出した資料である「平成21年1月の出勤簿」、「履歴書」、「雇用確認調停事件に係る資料」、「雇用保険被保険者台帳全記録照会の資料」、「雇用保険資格喪失日及び離職理由の確認に関する資料」、「税務調査官との会話内容に係る資料」等について検証を行ったが、当該資料等から申立人が申立期間において同社に在籍していたことを確認することはできないことから、当該資料等では、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができないとして、大分委員会から24年12月7日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として「社会保険再審査請求書」、「労働保険再審査請求書」の一部等を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして3回目の申立てを行っているところ、あっせんの根拠となる法律は、これまでと同様に厚生年金保険法を適用することとなる。

今回の申立てについて、申立人が提出した前述の資料等について検証を行ったが、当該資料等から申立人が申立期間においてA社に在籍していたことを確認することはできない。

また、申立人と同時期にA社を退職した同僚3人に照会を行い、うち1人から回答が得られたが、申立人の勤務実態についての具体的な供述を得ることができない。なお、申立人は、退職届を提出していないと主張していることから、A社に対し、申立人の退職に係る届出の内容について照会したところ、同社は、申立人から提出を受けた退職届については、事務所移転の際に紛失しており、現存していない旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が今回提出した資料等は、大分委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

このほか、大分委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5001

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月
② 平成 17 年 12 月
③ 平成 18 年 8 月

A社に勤務していた期間において、標準賞与額の記録が漏れている可能性があるため年金事務所から連絡を受け、私の記録を確認したところ、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かった。

申立期間において、A社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る平成 17 年及び 18 年の賃金台帳から、給与の支給は確認できるものの、申立期間の賞与が支給されたことは確認できない。

また、B金融機関が提出した申立人に係る「お取引明細」から、前述の賃金台帳に記載されている給与の差引支給額とA社からの振込金額とがおおむね一致することは確認できるものの、申立期間の賞与の振込みの有無については確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 5002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 26 日
② 平成 16 年 12 月 7 日

私は、私と同時期にA社に勤務していた同僚の平成 16 年 7 月及び同年 12 月支給の賞与に係る年金記録が訂正されたことに伴い、年金事務所から、私についても賞与の記録が年金記録に反映されていない可能性がある旨の手紙を受け取った。

私にも当該同僚と同様、申立期間に係る賞与が支給されていたのではないかと思うので、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の賞与について、A社から賞与が支給されているのであれば、同社から支給された給与が振り込まれていた申立人名義の金融機関の口座に振り込まれているはずであると供述している。

また、申立人が申立期間当時において勤務していたA社B事業所の経理事務担当者は、「A社において、社会保険に加入する正社員に係る給与計算は、本社で行っていたので、私は直接担当していないものの、従業員に支給される給与及び賞与は必ず金融機関の口座に振り込まれ、現金を手渡しで支給することはなかったことを把握している。」と供述している。

しかしながら、申立人にA社からの給与が振り込まれていた金融機関が提供した申立人名義の預金取引推移表によると、申立期間及び同期間の前後において、給与が振り込まれたことは確認できるものの、賞与が振り込まれたことをうかがわせる記録は無く、申立期間に係る賞与の支給について確認することができない。

また、A社が加入していたC健康保険組合が提出した申立人に係る適用台

帳には、申立期間に係る賞与記録は確認できない。

さらに、A社が加入していたD厚生年金基金は、「申立人の申立期間に係る標準賞与額については、届出の事実を確認することができない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与支給明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。